

## 非正規公務員の雇用安定と均等均衡待遇の実現を求める決議

非正規公務員は、教育、子育て、DV 被害者保護等、多様な重要な恒常的公務を担っている。にもかかわらず、非正規公務員は、労働契約法の適用除外とされ、従来の裁判例では雇止め法理の適用もなく、ましてや無期転換権もない。そのため、どれほど長期間勤務し、非正規公務員個人に何ら問題がなく、その職務が存続する場合であっても、更新拒否をされたら雇用を失うことになり、民間労働者が労働契約法 19 条の適用により雇用が維持されることと比較して、著しく身分が不安定である。実際に、会計年度任用職員の 2023 年 3 月末での雇止めが社会問題となり、日本労働弁護団も国や地方公共団体に対し法的義務のない更新回数上限の雇止めを行わないことを求めてきたところである。

また、「官製ワーキングプア」と称されるほど非正規公務員の待遇が劣悪であり、民間労働者に認められるパートタイム有期雇用労働法 8 条・9 条といった明文規定もなく、正規公務員との間で著しい待遇格差が生じている。

このような著しい不安定雇用かつ劣悪な待遇では、非正規公務員やその家族の生活が危機に陥ることのみならず、非正規公務員が職務を継続できないことで、職務経験が蓄積・継承されずに公共部門が衰退し、ひいては、市民は良質な行政サービスを受けることができなくなる。

非正規公務員の上記のような著しい不安定な雇用と劣悪な待遇を改善するには、少なくとも民間労働者と同等の権利を認めるべきである。そのためにも、雇止めを制限し、無期転換を認め、均等均衡待遇を明確に定めるといった立法による解決が求められる。

さらには、非正規公務員にとどまらず、公務員全体の労働基本権の制約を撤廃し、労働組合での取り組みを通じて公務員の待遇改善を可能とすることが極めて重要である。政府は、日本が批准をしている IL087 号条約（結社の自由及び団結権の保護に関する条約）及び 98 号条約（団結権及び団体交渉権についての原則の適用に関する条約）を遵守し、全ての公務員の労働基本権の回復を早急に行うべきである。

日本労働弁護団は、非正規公務員の雇用安定と均等均衡待遇の実現のための立法及び労働基本権等の権利実現のために取り組むことをここに決議する。

2023 年 11 月 11 日 日本労働弁護団第 67 回全国総会